

福山市広報テレビ番組放送業務委託に関する
プロポーザル実施要領

2026年（令和8年）1月9日

福山市市長公室情報発信課

目次

1 業務の目的	1
2 業務概要	1
3 委託費	1
4 選定方式及び契約方法	1
5 参加資格要件	1
6 参加申込の手続等	2
7 参加申込書の作成等	3
8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）	4
9 企画提案書の作成等	4
1 0 企画提案書の評価及び評価基準	4
1 1 契約の締結	5
1 2 プロポーザル参加に際しての注意事項	5
1 3 その他の留意事項	6

1 業務の目的

備後地域の中核都市「福山」の魅力や施策に係る情報等を、県内全域で視聴できるテレビを通じて市内外に幅広く発信し、本市の市政情報や市民生活に関わる情報を斬新な企画やストーリー性のある企画で広く提供する。

また、本市の取組に対し、市民等の関心や理解が深まり参加意欲が高まるような番組とする。

年間平均視聴率 10%を努力目標と定め、番組の主なターゲット層は 30 代～60 代の女性と設定し、ターゲット層に合い、かつ幅広い世代に情報を届けられるような番組編成を実施することで、認知度向上、移住・定住の促進につなげる。

2 業務概要

(1) 業務名

福山市広報テレビ番組放送業務

(2) 業務場所

本業務における履行場所は、次のとおりとする。

ア 福山市市長公室情報発信課（福山市東桜町 3 番 5 号）

イ 受注者の所在地

ウ 福山市が指定した場所

(3) 業務内容

別紙「福山市広報テレビ番組放送業務委託仕様書」参照

(4) 業務履行期間

2026 年（令和 8 年）4 月 1 日から 2029 年（令和 11 年）3 月 31 日までとする。

3 委託費

委託費の総額は予算見積額 46,065,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）（予定）とする。委託費総額のうち、初年度は 15,355,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）（予定）を限度額とし、翌年度以降 2 年間の金額は均等とする。ただし、この金額は、本プロポーザル実施に係る企画提案書を作成するまでの設定金額であり、契約を約束するものではない。

4 選定方法及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者から提案を募集し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格要件

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する入札参加資格制限を受けていない者であること。

（2）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続

開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。

- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるもので、明らかに請負人として不適当であると認められる者でないこと。
- (7) 広島県域においてテレビジョン放送の免許を有する者（N H K を除く）であること。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

福山市市長公室情報発信課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎4階）

電話：084-928-1003（直通）

FAX：084-931-2056

E-mail：koho@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2026年（令和8年）1月9日（金）
質問書受付期間	公告の日から2026年（令和8年）1月23日（金） 午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2026年（令和8年）1月27日（火） 回答は、適宜福山市ホームページ (https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/ 以下同じ)に 掲載します。
参加申込書の受付期間	公告の日から2026年（令和8年）1月27日（火） 午後5時まで
企画提案書の提出者の選定通知	2026年（令和8年）1月28日（水）
企画提案書の受付期間	2026年（令和8年）1月28日（水）から 同年2月4日（水）午後5時まで
プレゼンテーション審査	2026年（令和8年）2月6日（金）
審査の結果通知	2026年（令和8年）2月9日（月）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

公告の日から2026年（令和8年）1月27日（火）（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時）まで

イ 配付場所

6（1）に同じ。福山市ホームページからもダウンロード可。

(4) 質問書の受付及び回答の公表

質問は、次の手続により行うことができる。

ア 質問書受付期間

公告の日から2026年（令和8年）1月23日（金）午後5時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（別紙1）を情報発信課宛に電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Word）を添付し提出すること。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

※メール送信の際は、件名に「福山市広報テレビ番組放送業務に関する質問」と記した上で送信すること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福山市ホームページに掲載すること。

7 参加申込書の作成等

（1）受付期間

公告の日から2026年（令和8年）1月27日（火）午後5時まで（※郵送の場合は1月27日（火）午後5時必着）

（2）提出場所

6（1）に同じ。

（3）提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）※提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

（4）提出書類

次のアからコまでの書類を作成し、各1部を提出すること

（エ、カ、キ及びサについては、提出日の3カ月前の日以降に発行されたもの。）

ア プロポーザル参加申込書（様式1）

イ 業務実績報告書（様式2）

ウ 業務実施体制（様式3）

エ 商業登記簿謄本（写しでも可）

オ 決算報告書（最新のもの）

カ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の未納の税額がないことを証明したもの）

キ 印鑑証明書（原本）

ク 使用印鑑届（様式4）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること）

ケ 委任状（様式5）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること）

コ 誓約書（様式6）

サ 完納証明書（原本。本市に納付すべき市税の完納を証明したもの。本市に納税義務のない者を除く。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式7）を提出すること）

8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

（1）参加資格確認結果の通知

2026年（令和8年）1月28日（水）に、参加申込書の提出者全員に、郵送等により参加資格確認結果を通知する。

（2）参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について参加資格の確認を行う。

参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めることとする。

9 企画提案書の作成等

（1）受付期間

2026年（令和8年）1月28日（水）から同年2月4日（水）午後5時まで（※郵送の場合は2月4日（水）午後5時必着）

（2）提出場所

6（1）に同じ。

（3）提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで）

※提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

（4）提出書類

次に掲げる書類を作成し、正本1部及び副本7部を提出することとする。

正本は会社名を記入し、副本には提案者が特定できる表記や社章は記入しないこと。

ア 企画提案書（「福山市広報テレビ番組放送業務委託仕様書」ならびに「福山市広報テレビ番組審査表」に基づいたもの。サイズはA4版とする）

※2026年度（令和8年度）の定期放送が始まるまでに放送する内容がある場合は、①放送時間もしくは放送時間帯、②放送回数、③放送する番組名を明記して企画提案を行うこととする。

イ 見積書

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書をもとに福山市広報テレビ番組評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行う。

（1）プレゼンテーション審査

ア 実施日：2026年（令和8年）2月6日（金）

イ 開催場所：後日通知

ウ 実施方法

別表「福山市広報テレビ番組審査表」の評価項目及び評価内容に基づき、審査を実施し、評価委員会の評価が高い順に市長が本業務の受注候補者1者、次順位者1者を特定する。

エ 企画提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション 20分程度

審査委員からの質疑 10分程度

※各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。

※プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

※指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはならない。

(2) 審査結果の通知

2026年（令和8年）2月9日（月）までに、企画提案者全員に選定結果及び評価結果を郵送等により通知する。ただし、評価結果の通知については企画提案者数と企画提案者の評価結果のみを公開とし、参加者名簿等は非公開とする。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、受注候補者は本市と契約締結に向けた協議を行うこととする。

(3) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査することとする。企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めることとする。

(4) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は地方自治法施行令第167条の9に準じ、くじにより受注候補者を決定する。

(5) 非選定理由に関する事項

ア 提出した企画提案書等が選定されなかったものに対しては、選定されなかった旨を通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日以内に書面（様式は任意）により、市長に対して非選定理由の説明を求めることができる。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行う。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおり。

（ア）6（1）の担当部局に同じ

（イ）受付時間 午前8時30分から午後5時まで

1.1 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が認定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様の内容を確定した後に、見積合わせの上、契約を締結するものとする。

(2) 仕様の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が提出した見積書の額と同額になるとは限らないものとする。

(3) 市長が認定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の参加申込者と契約交渉を行うものとする。

1.2 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- エ 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- オ 福山市広報テレビ番組放送業務委託に関するプロポーザル実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- カ その他本市の指示に違反する場合 等

(2) 著作権・特許権

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加申込者が負うものとする。

(3) 複数提案の禁止

参加申込者は、複数の企画提案書及び見積書を提出することはできない。

(4) 提出書類の変更の禁止

提出期限以降における提出書類の差替及び再提出は認めない。

(5) 返却等

提出書類は返却しない。

(6) 費用負担

提出書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等、全て参加申込者の負担とする。

1.3 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に参加申込者に無断で使用しないものとする。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (3) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (4) 参加を辞退する場合は、その旨を報告すること。
- (5) 参加申込者（又は参加を予定している者を含む）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (6) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ本市との協議に基づいて決定するものとする。
- (7) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約を解除できるものとする。この場合、本市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (8) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加申込者及び受注者に対して本市は一切の責任を負わないものとする。
- (9) 参加申込者は、参加申込書の提出をもって、福山市広報テレビ番組放送業務委託に関するプロポーザル実施要項等の記載内容に同意したものとする。